

1 平成19年における死亡災害・重大災害発生状況

(1) 死亡災害の業種別発生状況【表1、図1参照】

- ・ 業種別の死亡者数は、平成18年と比較すると、建設業、製造業、陸上貨物運送事業、港湾荷役業、林業、業種分類「その他」では減少したが、交通運輸業では増加した。
- ・ 建設業における死亡者数は461人で、平成18年と比較して47人(9.3%)減少した。全産業に占める割合は34.0%(0.5ポイント減少)であり、依然として最も高い。
- ・ 製造業における死亡者数は264人で、平成18年と比較して4人(1.5%)減少した。全産業に占める割合は19.5%(1.3ポイント増加)である。
- ・ 陸上貨物運送事業における死亡者数は196人で、平成18年と比較して2人(1.0%)減少した。全産業に占める割合は14.4%(0.9ポイント増加)である。

(2) 死亡災害の事故の型別発生状況【表2参照】

- ・ 事故の型別の死亡者数は、平成18年と比較すると、交通事故(道路)が前年比48人減、激突されが前年比31人減、飛来・落下が前年比26人減と大幅に減少したが、「爆発」、「高温・低温物との接触」、「墜落・転落」等では増加した。
- ・ 高所からの「墜落・転落」の占める割合は26.6%(全業合計の1,357人中361人)と最も高く「交通事故(道路)」の占める割合は24.8%(全業合計の1,357人中337人)であり、この2つの災害で死亡災害全体の50%を超えている。
- ・ 建設業では「墜落・転落」が増加し、その建設業に占める割合も44.9%(建設業全体の461人中207人)である。
- ・ 製造業では「はさまれ巻き込まれ」の占める割合が高く、その製造業に占める割合も29.2%(製造業全体の264人中77人)である。
- ・ 陸上貨物運送事業では「交通事故(道路)」の占める割合が高く、その陸上貨物運送事業に占める割合も62.8%(陸上貨物運送事業全体の196人中123人)である。

(3) 重大災害の業種別・事故の型別発生状況【表3、表4参照】

- ・ 業種別にみると、建設業が104件、前年比16件減、製造業が61件、前年比1件減、陸上貨物運送事業が19件、前年比1件減である。
- ・ 事故の型別の重大災害は、「交通事故」が161件(全体の55%)、「中毒・薬傷」が53件(全体の18%)、「その他」が32件(全体の11%)、「墜落」が12件(全体の4%)、「火災・高熱物」が11件(全体の4%)、「爆発」が11件(全体の4%)の順である。
- ・ 平成18年と比較すると、「その他」が17件減、「火災・高熱物」が16件減、「中

毒・薬傷が13件減などと減少したが、「交通事故」が18件増、「墜落」が7件増、「爆発」が6件増などと増加している。

・「交通事故」による重大災害の発生件数を平成18年と平成19年で比較すると、自動車（道路）によるものが139件（うち道路工事現場に自動車が進出したもの4件）から149件（うち道路工事現場に自動車が進出したもの4件）、飛行機によるものが1件から9件、船舶によるものが1件から3件、電車によるものが2件から0件である。

・「墜落」による重大災害の発生件数を平成18年と平成19年で比較すると、機械・乗物からの墜落3件から5件、建築物からの墜落1件から4件、建造船からの墜落0件から2件、路肩からの墜落1件から1件である。

・「爆発」による重大災害の発生件数を平成18年と平成19年で比較すると、可燃性ガスによるものが2件から5件、引火性料品によるもの2件から3件、その他の爆発性料品によるものが0件から2件、水蒸気によるもの1件から1件である。

2 重大災害の中長期的な動向等

(1) 労働災害全体の動向

① 死亡者数

死亡者数は、昭和36年の6,712人をピークとして減少傾向にあり、平成19年は、昭和36年の約5分の1の1,357人に減少している。【**図2参照**】

② 休業4日以上之死傷者数

休業4日以上之死傷者数は、減少傾向にあり、休業4日以上之死傷者数のデータを取り始めた昭和48年の37.6万人から平成18年には12.1万人と減少している。

【**図3参照**】

③ 災害発生率

災害発生率は、昭和60年と平成18年を比較すると、100人以上の事業所では、度数率（100万延実労働時間当たりの死傷者数）は2.52から1.90へと25%減少、強度率（1,000延実労働時間当たりの延労働損失日数）は0.29から0.12へと59%減少、無災害（1年間）の事業所の割合は45.4%から58.5%へと29%増加、30～99人の事業所では、度数率が6.96から2.95へと58%減少、強度率は0.49から0.14へと71%減少、無災害（1年間）事業所の割合は61.3%から79.3%へと29%増加している。

(2) 重大災害の動向

① 重大災害の定義

重大災害とは、不休も含む一度に3人以上の労働者が業務上死傷又は病した災害である。

② 重大災害の発生件数

重大災害の発生件数は、死亡災害、死傷災害等が減少傾向にある中で、昭和60年以降、年により増減はあるものの増加傾向にあり、平成19年は昭和60年と比べて2.1倍、152件増加している。【**図4参照**】

③ 重大災害による死亡者数

重大災害による死亡者数は、昭和60年の295人から平成19年の61人と約5分の1に、重大災害1件当たりの死亡者数は昭和60年の2.1人から平成19年の0.2人と約10分の1に減少している。

④ 重大災害の事故の型

i) 全体の傾向

・「交通事故」、「中毒・薬傷」、感染症等の「その他」の事故の型による重大災害は、それぞれ、重大災害全体（平成19年）の55%、18%、11%と大きな割合を占めており、昭和60年と平成19年を比較すると、95件増、36件増、29件増である。

・爆発による重大災害は、昭和60年12件、平成14年6件であったが、平成16年には14件へと増加、火災高熱物による重大災害は、昭和60年12件、平成14年12件であったが、平成16年には21件へと増加するとともに、わが国を代表する企業で爆発・火災による重大災害が頻発したなどの状況にあったことから、平成17年には、「危険性又は有害性等の調査等」の実施を努力義務とすること等を内容とした労働安全衛生法の改正を行っている。平成19年は、爆発による重大災害、火災高熱物による重大災害が、ともに11件であり、昭和60年と比較すると、ともに1件減少している。

・重大災害発生件数を昭和60年と比較した平成19年の増加（152件増）は、主に、交通事故（95件増）、中毒・薬傷（36件増）、「その他」の事故の型（29件増）によるものである。その内訳は下記のとおりである。

ii) 交通事故

・交通事故による重大災害発生件数は、昭和60年の66件から平成19年は161件、2.4倍へと増加している。

・国民全体の交通事故（道路）（警察庁調べ）は、発生件数が昭和60年の55.3万件から平成18年88.7万件へと1.6倍、負傷者数が昭和60年の68.1万人から平成18年の109.8万人へと1.6倍、自動車保有車両数（国土交通省調べ）が昭和60年の4,824万台から平成19年（3月末時点）7,924万台へと1.6倍それぞれ増加しているが、交通事故による重大災害発生件数の伸びは、これを上回っている。

・昭和60年と平成19年との比較を、業種別にみると、建設業が28件から70件（うち、工事現場との往復中のものが61件）、42件増、2.5倍、製造業が11件から13件、2件増、1.2倍、陸上貨物運送事業が3件から19件、16件増、6.3倍、業種分類「その他」が14件から44件（保健衛生業9件、商業6件、清掃・と蓄業5件、金融広告業4件、教育・研究業3件、接客・娯楽業2件、その他の事業15件）、30件増、3.1倍と増加しており、陸上貨物運送事業、業種分類「その他」、建設業などでの増加が顕著である。

厚生労働省では、平成20年4月に、労働時間等の管理及び走行管理の充実等を内容とする「交通労働災害防止のためのガイドライン」の改正を行い、より一層の交通労働災害の防止を図っている。

iii) 中毒・薬傷

・中毒・薬傷による重大災害発生件数は、昭和60年の17件から平成19年の53件、3.1倍へと増加している。

・昭和60年と平成19年との比較は、一酸化炭素中毒が0件から11件（うち調理器具関係4件、原動機・発電機・給湯器関係7件）、化学物質（一酸化炭素以外）による中毒が9件から20件、薬傷が4件から10件（以上「化学物質による疾病（中毒・薬

傷)」によるもの13件から41件)、食中毒が2件から9件(うちノロウイルスによるもの6件)、酸素欠乏症が2件から3件へと増加している。

・業種別にみると、製造業が8件から19件、建設業が9件から13件、業種分類「その他」が0件から20件(うち一酸化炭素中毒5件、化学物質(一酸化炭素以外)による中毒6件、ノロウイルスによる食中毒4件など)であり、業種分類「その他」における増加が顕著である。

・「化学物質による疾病(中毒・薬傷)」は、休業4日以上の疾病者が昭和60年427人から平成18年320人に減少していること、重大災害のうち、不休者を含む災害が59%(重大災害全体は40%)、全てが不休者である災害が34%(重大災害全体は12%)を占めていること等の状況から、近年の安全、健康への社会的な関心の高まり等により把握が容易になったことも、この重大災害の件数増加の背景の1つと考えられる。

厚生労働省では、化学物質による疾病の防止を図るため、特定化学物質障害予防規則等に基づく管理の徹底はもとより、平成18年3月に策定した「化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針」等に基づく適切な化学物質管理対策を推進している。

・国民全体のノロウイルスによる食中毒(事件数)は、平成10年123件、平成18年499件と増加している。食中毒による重大災害件数の増加は、近年のノロウイルスの流行等が背景にあると考えられる。

iv) 「その他」の事故の型

・感染症等の「その他」の事故の型による重大災害発生件数は、昭和60年の3件から平成19年の32件、10.7倍へと増加している。

・昭和60年と平成19年との比較は、感染症が0件から17件(うちノロウイルス15件、疥癬2件)、紫外線による眼炎が0件から2件、熱中症が0件から2件、虫刺れが0件から2件、激突され・飛来・落下等が3件から7件などであり、感染症(ノロウイルス)によるものが大幅に増加している。

・業種別にみると、建設業が1件から5件、製造業が0件から6件、業種分類「その他」が2件(接客娯楽業1件、漁業1件)から21件(保健衛生業15件(うち感染症(ノロウイルス)13件)、接客娯楽業3件、商業1件、清掃・と蓄業1件、その他の事業1件)へと増加している。

・国民全体のノロウイルスが原因の1つである「感染性胃腸炎」は、1定点当たり報告数(「感染症発生動向調査事業」に基づく全国約3,000の小児科医療機関からの報告によるもの)でみると、平成13年289、平成18年381と増加している。

「その他」の事故の型による重大災害の増加の背景には、ノロウイルスが原因の1つである「感染性胃腸炎」の増加などがあると考えられる。

厚生労働省では、介護保険施設等におけるノロウイルスによる感染性胃腸炎の発生・まん延防止を図るため、職員の手洗い、衛生管理の徹底等について、関係事業者等に対する周知・指導を行っている。

表1 平成19年における死亡災害発生状況

業種	平成19年		対18年比較	
	死亡者数(人)	構成比(%)	増減数(人)	増減率(%)
全産業	1,357	100.0	-115	-7.8
製造業	264	19.5	-4	-1.5
鉱業	13	1.0	-3	-18.8
建設業	461	34.0	-47	-9.3
交通運輸業	29	2.1	4	16.0
陸上貨物運送事業	196	14.4	-2	-1.0
港湾荷役業	9	0.7	-5	-35.7
林業	50	3.7	-7	-12.3
その他	335	24.7	-51	-13.2

業種欄「その他」	平成19年		対18年比較	
	死亡者数(人)	構成比(%)	増減数(人)	増減率(%)
畜産・水産	15	4.5	-1	-6.3
商業	129	38.5	-22	-14.6
金融・広告	4	1.2	-4	-50.0
通信	3	0.9	-5	-62.5
接客・娯楽	25	7.5	1	4.2
清掃・と畜	43	12.8	-11	-20.4
上記以外(教育研究、保健衛生、警備等)	116	34.6	-9	-7.2

(注) 1 死亡災害報告より作成したもの
2 「-」は減少を示す。

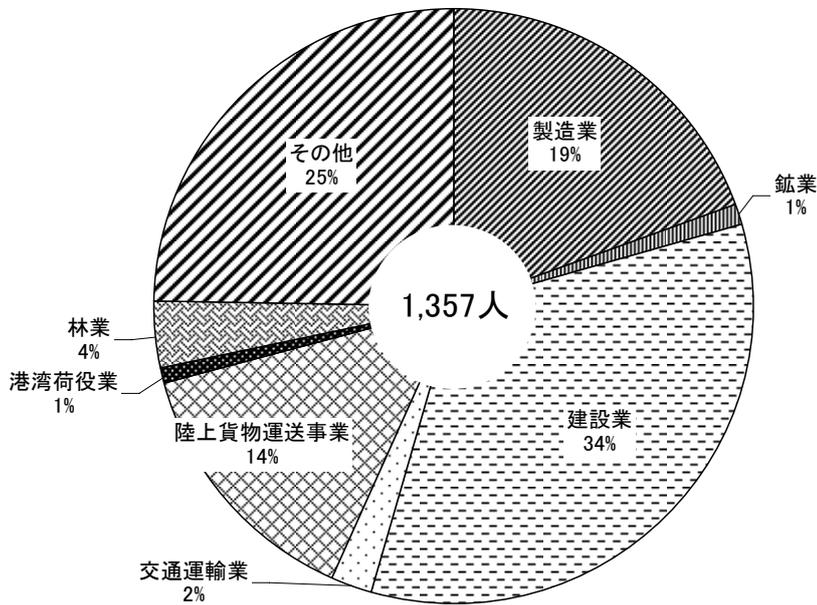


図1 平成19年における業種別死亡災害発生状況

表2 業種、事故の型別死亡災害発生状況（平成19年）

事故の型 業種	人																					
	墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ巻き込まれ	切れ・こすれ	踏抜き	おぼれ	高温・低温物との接触	有害物との接触	感電	爆発	破裂	火災	交通事故（道路）	交通事故（その他）	動作の反動無理な動作	その他	分類不能	合計
全産業	361	32	6	66	92	94	191	6	3	20	28	15	14	13	0	14	337	14	0	47	4	1357
	353	28	10	92	100	125	189	4	2	26	20	29	19	3	3	22	385	14	0	45	3	1472
製造業	46	9	1	19	30	17	77	0	1	5	13	6	3	7	0	7	16	1	0	6	0	264
	46	4	5	33	20	20	79	1	1	5	3	12	5	3	3	5	18	0	0	5	0	268
鉱業	5	0	0	0	1	1	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	13
	3	1	0	0	3	3	5	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	16
建設業	207	10	2	30	39	32	44	3	2	5	8	6	9	2	0	7	48	2	0	4	1	461
	190	6	0	35	50	39	45	2	1	7	15	10	12	0	0	13	63	2	0	16	2	508
交通運輸業	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	15	8	0	3	0	29
	1	0	0	0	0	0	2	0	0	1	0	0	0	0	0	0	12	7	0	1	1	25
陸上貨物 運送事業	17	3	0	8	9	7	19	0	0	0	1	0	0	0	0	0	123	0	0	8	1	196
	17	2	4	9	7	12	13	0	0	2	0	1	0	0	0	3	121	0	0	7	0	198
港湾 荷役業	3	0	0	2	1	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9
	1	0	0	4	1	5	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	14
林業	12	0	0	5	8	22	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	50
	7	2	0	4	11	21	4	1	0	0	1	0	0	0	0	0	4	0	0	2	0	57
その他	69	9	3	2	4	14	43	3	0	10	6	3	2	4	0	0	134	3	0	24	2	335
	88	13	1	7	8	25	38	0	0	10	1	6	2	0	0	1	167	5	0	14	0	386

H19年
前年

業種欄「その他」の内訳

事故の型 業種	人																					
	墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ巻き込まれ	切れ・こすれ	踏抜き	おぼれ	高温・低温物との接触	有害物との接触	感電	爆発	破裂	火災	交通事故（道路）	交通事故（その他）	動作の反動無理な動作	その他	分類不能	合計
畜産・水産	2	1	1	0	0	1	3	0	0	5	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	15
	4	0	0	1	0	1	3	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2	3	0	1	0	16
商業	14	3	0	2	3	5	19	2	0	2	0	0	0	1	0	0	71	0	0	6	1	129
	21	6	0	2	5	10	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	90	2	0	1	0	151
金融・広告	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	4
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	0	0	2	0	8
通信	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	3
	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	0	0	0	0	0	8
接客・娯楽	8	1	1	0	0	0	1	0	0	1	2	1	2	0	0	0	5	0	0	3	0	25
	8	0	0	0	0	2	2	0	0	1	0	1	0	0	0	0	8	0	0	2	0	24
清掃・と畜	19	1	0	0	0	4	9	1	0	1	1	0	0	0	0	0	4	1	0	2	0	43
	14	4	0	1	0	5	9	0	0	1	0	4	2	0	0	0	13	0	0	1	0	54
上記以外(教育研究、 保健衛生、警備等)	26	2	1	0	1	4	11	0	0	1	3	2	0	3	0	0	47	1	0	13	1	116
	40	3	1	3	3	7	10	0	0	7	1	1	0	0	0	1	41	0	0	7	0	125

H19年
前年

表3 平成19年における重大災害発生状況

業 種	平成19年(1月～12月)			平成18年(1月～12月)			増 減 数		
	件数(件)	死傷者数(人)	死亡者数(人)	件数(件)	死傷者数(人)	死亡者数(人)	件数(件)	死傷者数(人)	死亡者数(人)
全 産 業	293	2,332	61	318	2,117	85	-25	215	-24
製 造 業	61	1,093	15	62	431	7	-1	662	8
鉱 業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
建 設 業	104	431	21	120	543	45	-16	-112	-24
交 通 運 輸 業	12	61	2	11	116	5	1	-55	-3
陸上貨物運送事業	19	72	10	20	95	10	-1	-23	0
港湾荷役業	2	11	0	1	3	0	1	8	0
林 業	2	7	0	1	3	3	1	4	-3
そ の 他 の 事 業	93	657	13	103	926	15	-10	-269	-2

- (注) 1 重大災害報告より作成したもの。
 2 一時に3人以上の労働者が業務上死傷又は病した災害事故について作成。
 3 「-」は減少を示す。
 4 被災者が属する業種が複数にまたがる場合には、主たる業種についてのみ計上している。

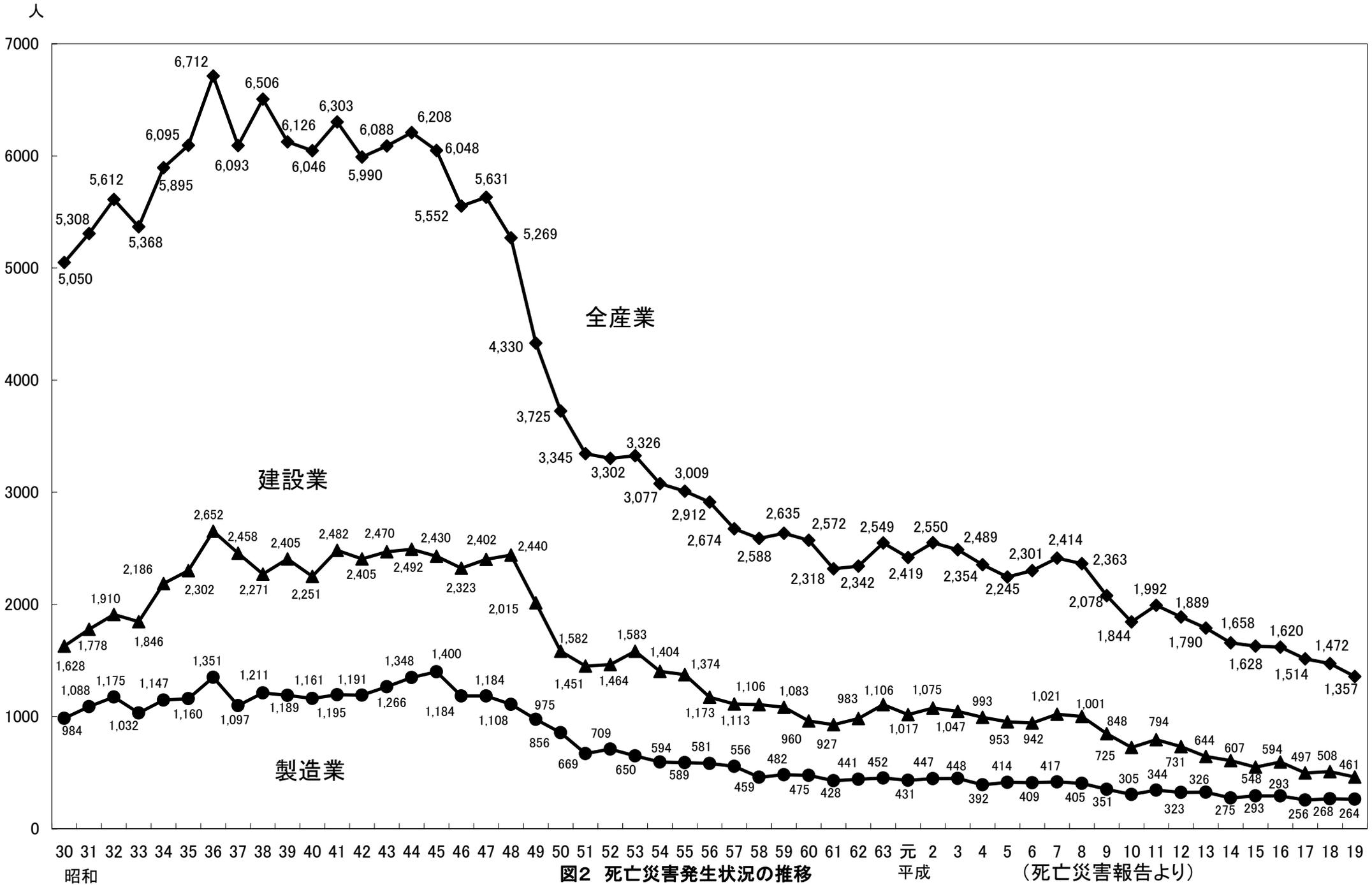
表4 業種・事故の型別重大災害発生状況 (平成19年)

単位：件

	爆発	破裂	土砂災害	落盤	雪崩	倒壊	墜落	クレーン等	交通事故	火災・高熱物	中毒・薬傷	電気	海難	その他	合計
全 産 業	11	4	3	0	0	4	12	2	161	11	53	0	0	32	293
	5	3	2	0	2	13	5	2	143	27	66	1	0	49	318
製 造 業	9	2	0	0	0	0	4	1	13	7	19	0	0	6	61
	2	2	1	0	1	3	1	0	11	8	28	1	0	4	62
鉱 業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
建 設 業	0	2	3	0	0	4	4	1	70	2	13	0	0	5	104
	2	0	1	0	0	10	3	1	74	6	14	0	0	9	120
交 通 運 輸 業	0	0	0	0	0	0	0	0	12	0	0	0	0	0	12
	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	2	0	0	4	11
陸上貨物運送事業	0	0	0	0	0	0	0	0	19	0	0	0	0	0	19
	0	0	0	0	0	0	0	0	19	1	0	0	0	0	20
港湾荷役業	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	2
	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
林 業	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	2
	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
そ の 他	2	0	0	0	0	0	4	0	44	2	20	0	0	21	93
	1	1	0	0	1	0	1	0	33	12	22	0	0	32	103

- (注) 1 重大災害報告より作成したもの。
 2 一時に3人以上の労働者が業務上死傷又は病した災害事故について作成。
 3 被災者が属する業種が複数にまたがる場合には、主たる業種についてのみ計上している。

H19年
前年



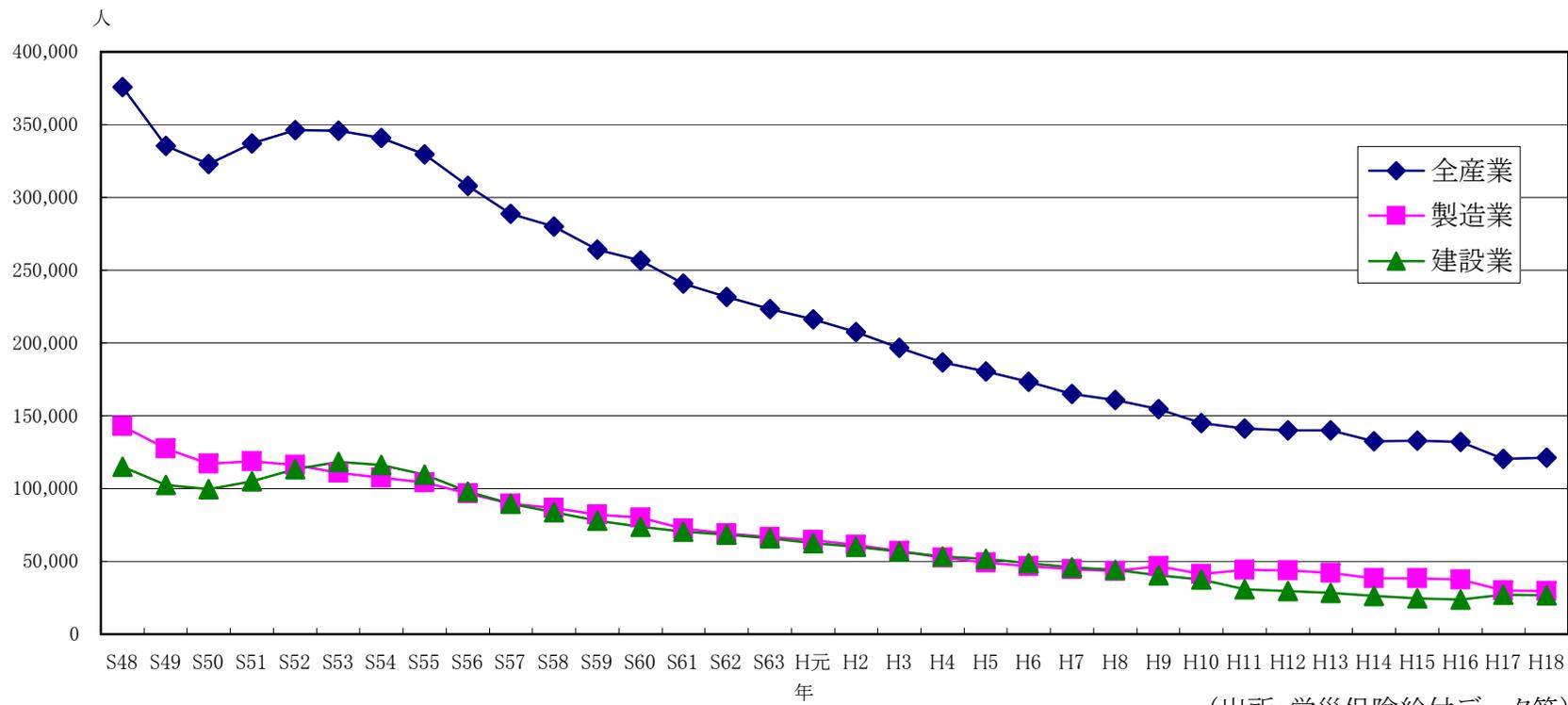


図3 休業4日以上之死傷者数の推移

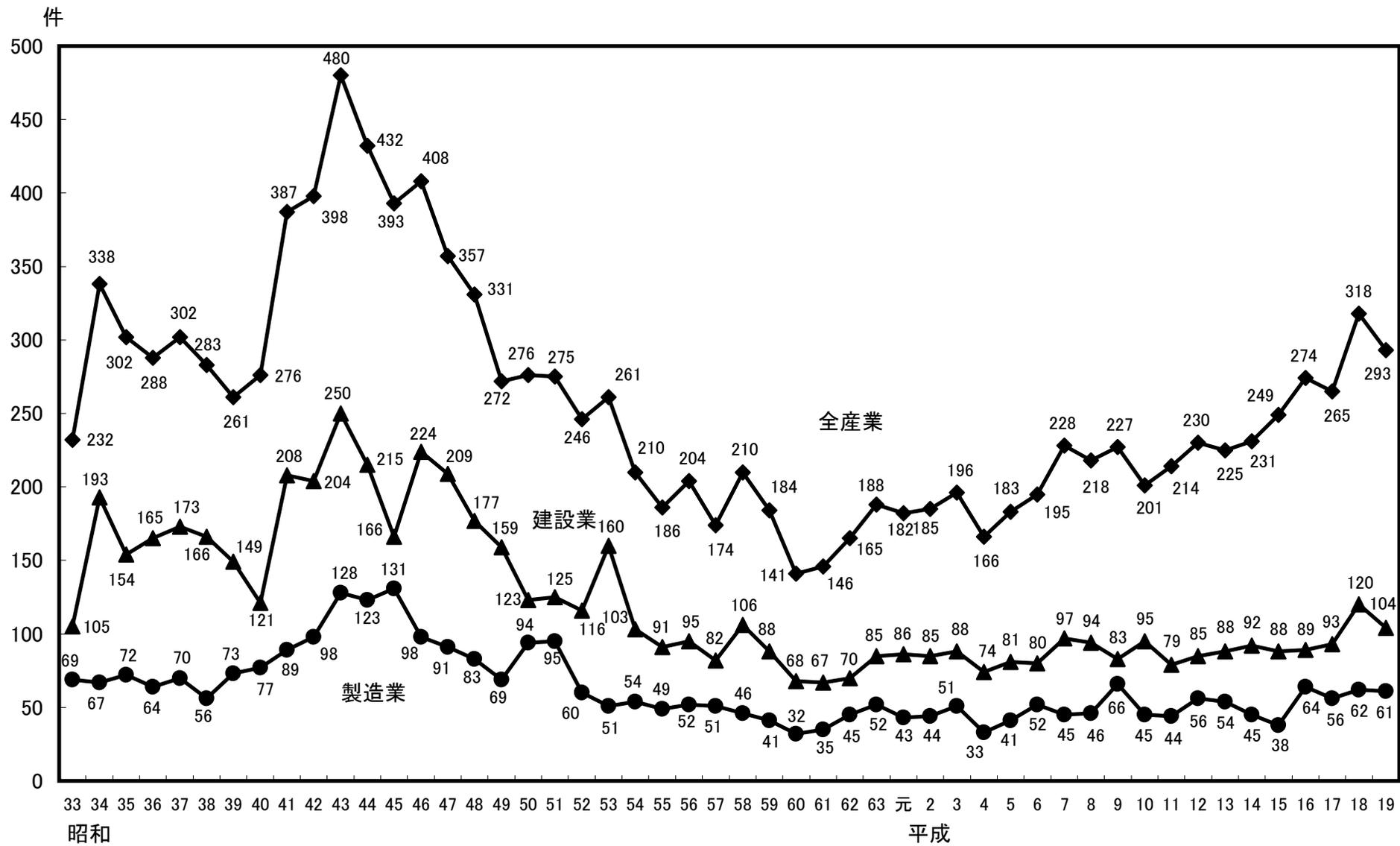


図4 重大災害発生状況の推移

表5 事故の型別の重大災害発生状況の推移

年	事故の種類別件数															
	合計(件)	爆発	破裂	土砂災害	落盤	雪崩	倒壊	墜落	クレーン・デリック・索道等によるもの	交通事故	火災高熱物	中毒・薬傷	電気	海難	その他	
H19	293	11	4	3	0	0	4	12	2	161	11	53	0	0	32	
H18	318	5	3	2	0	2	13	5	2	143	27	66	1	0	49	
H17	265	15	0	1	0	0	4	4	2	137	9	74	1	0	18	
H16	274	14	0	3	0	0	7	11	0	134	21	49	2	3	30	
H15	249	13	4	6	0	1	8	6	3	120	13	54	0	0	21	
H14	231	6	3	2	0	1	3	8	1	138	12	42	2	2	11	
H13	225	11	2	4	0	0	8	4	1	125	19	40	0	0	11	
H12	230	9	1	3	0	1	9	5	0	134	8	52	1	1	6	
H11	214	11	2	6	0	0	13	4	0	110	5	45	0	0	18	
H10	201	13	0	1	2	0	10	11	4	108	6	39	2	0	5	
H9	227	14	1	3	0	0	4	10	4	118	17	46	1	1	8	
H8	218	16	1	5	0	0	7	14	0	120	14	31	0	1	9	
H7	228	13	0	5	0	0	14	9	3	125	11	43	0	1	4	
H6	195	12	1	5	0	0	6	18	0	97	14	33	0	1	8	
H5	183	14	1	2	1	0	10	5	2	99	10	25	0	0	14	
H4	166	9	1	2	1	0	15	11	1	91	17	7	3	0	8	
H3	196	15	0	3	0	0	10	13	1	98	13	24	3	0	16	
H2	185	20	1	6	1	0	10	14	1	97	8	13	2	0	12	
H元	182	23	2	3	0	0	9	7	3	101	6	16	5	3	4	
S63	188	16	2	8	2	0	10	6	1	98	21	14	1	0	9	
S62	165	23	2	9	2	1	5	6	3	75	8	15	0	1	15	
S61	146	13	0	8	1	0	10	7	0	60	8	22	1	2	14	
S60	141	12	1	7	0	1	7	9	2	66	12	17	3	1	3	
S59	184	18	2	7	0	1	12	10	4	80	8	30	1	3	8	
S58	210	30	1	15	0	1	9	15	2	88	16	12	0	3	18	
S57	174	20	1	8	0	2	12	9	5	70	20	13	4	0	10	
S56	204	17	1	13	3	0	15	8	16	91	14	15	1	4	6	
S55	186	24	2	11	2	1	18	2	6	80	19	14	1	1	5	
S54	210	28	2	9	3	0	17	3	5	98	19	20	3	2	1	
S53	261	33	3	17	2	1	29	17	9	102	13	18	2	3	12	
S52	246	36	3	21	3	4	12	13	9	90	20	20	2	3	10	
S51	275	35	6	10	1	1	21	8	9	117	21	25	2	0	19	
S50	276	37	4	21	1	0	12	18	2	121	19	16	2	1	22	
S49	272	33	2	17	1	3	27	13	10	103	16	18	3	0	26	
S48	331	64	5	31	1	1	34	12	12	103	19	17	6	6	20	
S47	357	78	5	23	2	0	40	11	9	125	27	15	2	4	16	
S46	408	63	7	24	0	0	41	11	22	176	26	9	2	7	20	
S45	386	86	8	32	2	3	24	10	12	157	25	11	4	7	5	
S44	432	69	8	30	1	3	44	14	18	159	31	26	8	3	18	
S43	480	84	6	38	1	3	30	20	10	212	19	20	3	10	24	
S42	398	68	5	27	9	2	33	10	13	160	17	20	4	11	19	
S41	387	61	8	40	8	1	40		8	151	14	20	2	14	20	
S40	276	52	7	32	2	2	17		14	96	10	12	5	8	19	
S39	261	66	12	26	2		20		14	80	7	15	1	5	13	
S38	283	56	10	40	8	6	23	13	83	5	5	10	2	12	10	
S37	302	66	8	36	8	2	31		10	104	6	8	4	10	9	
S36	288	62	5	31	9	7	35		10	78	8	18	4	9	12	
S35	299	51	9	36	16	2	22	6		108	8	10		12	19	
S34	335	56	8	37	22	2	30	6		110	9	9		13	33	
S33	228	52	5	34	8	3	18	4		55	5	4		11	29	

※ s35 爆発:スクラップ及び処理中の弾薬3件
s34 爆発:スクラップ及び処理中の弾薬3件
s33 爆発:スクラップ及び処理中の弾薬4件

については集計から除いている。

s33～s38の交通事故は、自動車(含踏切事故)と軌道車(含轢車)の合計
斜線部分については、分類表に掲載されていない。

(出所:厚生労働省労働基準局調べ)

平成20年度全国安全週間実施要綱

1 趣 旨

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という崇高な基本理念の下、「産業界における自主的な労働災害防止活動を推進するとともに、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、本年度で81回目を迎える。

さて、我が国の労働災害による被災者数は、長期的には減少傾向にあり、死亡者数は、平成19年には過去最少となったものの、今なお、1,300人を超える尊い命が労働の場で失われている。また、労災保険新規受給者数は年間約55万人にも上っており、さらに、昨年来、化学工場における火災災害、造船所における爆発災害、橋梁工事における倒壊災害など、一度に多くの労働者が被災し社会的に大きな関心を集める災害が跡を絶っていない。

このような状況の下、平成20年度から第11次の労働災害防止計画がスタートしたところであり、計画期間中に死亡者数について20%以上、死傷者数について15%以上減少すること等を目標に関係者が積極的に取り組むこととしている。

本目標の達成に向けて、職場の安全を確保し労働災害の減少を図るためには、経営トップの強いリーダーシップの下、関係者全員が一丸となって安全活動を着実に実行し、職場から機械設備、作業等による危険をなくすことが不可欠である。

このような観点から、平成20年度の全国安全週間は、

「トップが率先 みんなが実行 つみ取ろう職場の危険」

をスローガンとして展開することとする。

この全国安全週間を契機として、それぞれの職場において、労働災害防止の重要性について認識をさらに深め、安全活動の着実な実行を図ることとする。

2 期 間

平成20年7月1日から7月7日までとする。

なお、本週間の実効を上げるため、平成20年6月1日から6月30日までを準備期間とする。

3 主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

4 協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、鉱業労働災害防止協会

5 協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全関係団体、全国安全会議、地方安全会議、労働

組合、経営者団体

6 実施者 各事業場

7 主唱者、協賛者の実施事項

- (1) 安全広報資料等の作成、配布を行う。
- (2) 雑誌等を通じて広報を行う。
- (3) 安全講習会等を開催する。
- (4) 安全に関する作文、写真、ポスター、標語等の募集を行う。
- (5) 「国民安全の日」（7月1日）の行事に協力する。
- (6) 事業場の実施事項について指導援助する。
- (7) その他「全国安全週間」にふさわしい行事等を行う。

8 協力者への依頼

主唱者は、上記7の事項を実施するため、協力者に対し、支援、協力を依頼すること。

9 実施者の実施事項

安全水準のより一層の向上を図るため、計画的、継続的な安全管理の定着を目指して、各事業場においては、次の事項を実施する。

(1) 本週間に実施する事項

- ア 経営トップは安全について所信を明らかにするとともに、自らが率先して職場の安全パトロール等を行い、安全について従業員への呼びかけを行う。
- イ 今後の安全の進め方について考える職場の集い等を催し、関係者の意志の統一、安全意識の高揚等を図る。
- ウ 安全旗の掲揚、ポスター、標語等の掲示、安全関係資料の配布等を行う。
- エ 安全表彰を行う。
- オ 安全についての改善提案の募集及び発表を行う。
- カ 安全についての作文、写真、ポスター、標語等の募集及び発表を行う。
- キ 安全に関するビデオ、映画、スライド等の映写会、講演会等を開催する。
- ク 労働者の家族に対し、安全についての文書の送付、職場見学等を行い、家族の協力を求める。
- ケ 緊急時の措置について必要な訓練を行う。
- コ その他本週間にふさわしい行事を行う。

(2) 準備期間中に実施する事項

以下の事項について安全活動に係る総点検を行い、安全活動の定着と安全水準の向上を図ること。

ア 安全衛生管理体制の確立と自主的な安全衛生活動の促進

- (ア) 総括安全衛生管理者、安全管理者又は安全衛生推進者の選任、安全委員会の設置等安全衛生管理体制の整備並びにその活動の活性化

(イ) 「危険性又は有害性等の調査（リスクアセスメント）等」の実施

危険性又は有害性の特定、リスクの見積り、リスク低減措置の検討等を行い、その結果により安全対策を実施する「危険性又は有害性等の調査等」の実施

- a 「危険性又は有害性等の調査等に関する指針」、「化学物質等による危険性

- 又は有害性等の調査等に関する指針」、「機械の包括的な安全基準に関する指針」に基づく適切な「危険性又は有害性等の調査等」の実施
- b 経営トップによる統括管理、安全委員会の活用等を通じた労働者の参画等による実施体制の確立
 - (ウ) 労働安全衛生マネジメントシステムの確立をはじめとした自主的な安全管理活動の推進
 - (エ) 職場巡視、危険予知、安全提案制度、ヒヤリ・ハット対策等の日常的な安全活動の充実・活性化
 - (オ) 安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承
 - (カ) 労働安全コンサルタント等の外部の専門家を活用した安全診断の実施
 - (キ) 安全作業マニュアルの整備、定期的な見直し
 - a 機械設備の運転操作、運搬等の定常作業に係る安全作業マニュアルの整備、見直し
 - b 修理、点検、トラブル処理等の非定常作業に係る安全作業マニュアルの整備、見直し
 - c 機械化、自動化、新原材料の導入等に伴う作業マニュアルの整備、見直し
 - (ク) 製造業における労働災害防止対策の推進
 - a 「危険性又は有害性等の調査等」の実施
 - b 「機械の包括的な安全基準に関する指針」に基づく安全な機械の採用
 - c 建築物等からの墜落・転落災害の防止対策の徹底
 - d 雇入時、作業内容変更時等の安全教育の徹底
 - e 元方事業者としての総合的な安全管理の徹底
 - f 派遣労働者の派遣先事業場における労働災害防止のための措置義務の徹底
 - g 安全管理者等の安全担当者の能力向上教育の実施
 - (ケ) 建設業における労働災害防止対策の推進
 - a 元方事業者における統括安全衛生管理の徹底と関係請負人に対する適切な指導の実施
 - b 専門工事業における自律的な安全管理の確立
 - c 「危険性又は有害性等の調査等」の実施
 - d 労働安全衛生マネジメントシステムの導入
 - e 足場先行工法、手すり先行工法の活用、適切な足場の設置等による墜落・転落防止対策の徹底
 - f クレーン、移動式クレーン、車両系建設機械等の検査・点検整備及び安全な作業方法の徹底
 - g 土止め先行工法等による土砂崩壊災害防止対策の徹底
 - h 安全衛生教育推進計画の整備及び職長、安全衛生責任者、労働者等に対する教育の徹底
 - イ 特定災害対策の推進
 - (ア) 交通労働災害防止活動の推進
 - a 交通労働災害防止のための管理体制の確立
 - b 適正な労働時間等の管理及び走行管理の実施
 - c 交通労働災害防止のための教育の実施
 - d 交通労働災害防止に対する意識の高揚
 - (イ) 爆発・火災災害防止対策の推進
 - a 「化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針」に基づく「危

- 「危険又は有害性等の調査等」の実施
- b 化学設備の定期自主検査の計画的な実施
- c 化学設備の改造、修理等の作業の注文者による文書等の交付等、工事発注者と施工工事業者との連携等の実施
- d 化学物質等安全データシート（MSDS）等による化学物質等の危険有害性等に関する情報の提供及び活用の促進
- ウ 職業生活全般を通じた各段階における安全教育の徹底
 - (ア) 安全教育計画の樹立と効果的な安全教育の実施
 - (イ) 雇入れ時及び作業内容の変更時の安全教育の徹底
 - (ウ) 事業場における安全教育担当者の育成
 - (エ) 安全管理者等に対する能力向上教育の実施
 - (オ) 危険業務従事者等に対する安全教育の実施
 - (カ) 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務における有資格者の充足
- エ 作業者の安全意識の高揚
 - (ア) 災害事例の分析、具体的な災害防止対策の樹立及びその周知徹底
 - (イ) 職場巡視、危険予知、安全提案制度、ヒヤリ・ハット対策等の日常的な安全活動の充実・活性化
 - (ウ) 安全委員会等を通じた職場の安全問題への参画の促進
 - (エ) 「安全の日」等の設定
 - (オ) 安全についてのポスター、標語等の募集・掲示
 - (カ) 作業を直接指揮する優良な職長等の顕彰等の実施
 - (キ) 家庭に対する安全の協力の呼びかけの実施
- オ 派遣労働者の安全対策の徹底
 - (ア) 作業全般にわたる安全確保措置等派遣先における安全対策の徹底
 - (イ) 雇入れ時の安全衛生教育等派遣元における安全対策の徹底
- カ 高年齢労働者の安全対策の徹底
 - (ア) 機械設備等作業環境の改善
 - (イ) 作業方法、作業配置等の改善
- キ 労働時間等労働条件の適正化の推進
- ク 快適な職場環境の形成の推進
- ケ 労使による自主的な安全活動の推進

—交通労働災害防止のためのガイドラインの改正について—

交通労働災害防止対策については、「交通労働災害防止のためのガイドライン」（平成6年2月18日付け基発第83号）を示し、推進してきたところである。この間、交通労働災害による死亡災害は平成6年の約半分の水準まで低下しているところであるが、近年、休業4日以上之死傷災害が増加の傾向にあり、特に重大災害（一度に3人以上の労働者が被災した災害）は平成6年と比較して平成18年は約50%の増加となっている状況である。

このため、厚生労働省では、運転状況、事業場の管理状況、交通労働災害発生状況等に関する調査を実施するとともに、平成19年10月から「交通労働災害防止専門家検討会」（座長：根本敏則 一橋大学大学院商学研究科教授）を開催し、新たな交通労働災害防止対策の検討を行ったところ、平成20年3月に自動車運転者の睡眠時間を確保することに配慮した労働時間等の管理及び走行管理の充実、荷役作業を行わせる際の措置の実施、交通労働災害防止のための教育内容の充実、荷主及び元請による配慮、組織的な安全衛生管理の強化等について報告（注）がとりまとめられたところである。

厚生労働省は、今般、この報告を踏まえ、交通労働災害防止のためのガイドラインを別添のとおり改正し、本日、都道府県労働局長あて通知するとともに、関係業界団体に対して会員企業への周知を要請したところであり、今後、本ガイドラインの普及を図るとともに、関係機関とも連携を図りつつ交通労働災害防止対策を推進することとしている。

改正ガイドラインの主要な項目

1 睡眠時間の確保に配慮した適正な労働時間等の管理及び走行管理等の実施

(1) 適正な労働時間等の管理及び走行管理の強化

ア 十分な睡眠時間等の確保に配慮した労働時間等の管理及び走行管理を実施。

イ 走行開始・終了地点と自宅との間の移動に要する時間等の状況を考慮し、十分な睡眠時間を確保するために必要のある場合、より短い拘束時間の設定、宿泊施設の確保等の必要な措置を実施。

(2) 走行計画の記載内容の充実

①運転者の拘束時間、運転時間及び休憩時間、②運行に際して注意を要する箇所の位置、③荷役作業の有無と所要時間等を記載。

(3) 睡眠時間に配慮した点呼等の強化

ア 点呼等により、疾病、疲労、飲酒その他の理由により安全な運転をすることができないことのおそれの有無について報告を求め、その結果を記録。

イ 運転前日の拘束時間が13時間を超える場合、労働者の睡眠時間の状況を確認。

(4) 点呼等の結果に基づく措置の強化

ア 睡眠不足が著しい、体調が不調である等正常な運転が困難な状態と認められる者に対しては、運転業務に就かせないことを含め、必要な措置を実施。

イ 1週間連続して拘束時間が13時間を超える等睡眠不足の累積が認められる者に対しては、必要な休憩時間の確保等の措置を実施。

(5) 早朝時間帯の事故の防止

走行計画の作成にあたり、早朝時間帯の走行を可能な限り避けるとともに、走行する場合、十分な休憩時間、仮眠時間の確保等交通労働災害防止のため必要な措置の実施に努めること。

(6) 荷役作業を行わせる場合の措置の実施

ア 事前に荷役作業の有無、運搬物の重量等を確認し、運転者の疲労に配慮した十分な休憩時間を確保。

イ 荷役作業の身体負荷を減少させるための適切な荷役用具・設備の備付け等の実施。

2 交通労働災害防止のための教育内容の充実

(1) 労働災害防止のための基礎知識の教育(改善基準告示等の遵守、睡眠時間確保の必要性、飲酒による運転への影響、睡眠時無呼吸症候群の治療、体調の維持等に関する事項)

(2) 個別運転記録等を活用した教育(デジタルタコグラフ、ドライブレコーダー記録等から判明した運転手ごとに安全走行に必要とされる事項)

3 荷主・元請事業者による配慮等の新設

荷主及び運送業の元請による交通労働災害防止を考慮した適切かつ安全な運行の確保のため必要な事項について、運送業者と協働して取り組む。

(1) 荷主側の都合による急な貨物の増量による過積載運行の防止のため、運送業者に協力。

(2) 到着時間の遅延が見込まれる場合の到着時間再設定等の実施、不当な不利益な取扱を行わないようにすること。

(3) 改善基準告示に違反し安全運行が確保できない可能性が高い発注を行わないようにすること。

(4) 積込・荷卸し作業の遅延により予定時間に出発できない場合の到着時間の再設定等。

4 安全衛生管理体制の充実

(1) 組織的・継続的な労働安全衛生管理の実施のため、交通労働災害防止の観点を含めた安全衛生方針の表明、安全衛生目標の設定、安全衛生計画の作成、実施、評価及び改善を実施。

(2) 長時間にわたる時間外・休日労働を行った運転者に対する面接指導に関する規定を追加。

(注) 「交通労働災害防止専門家検討会報告書」

<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2008/03/s0301-1.html>

第11次労働災害防止計画における 主な対策

1 自主的な安全衛生活動の促進

- リスクアセスメント及びその結果に基づく措置の実施の促進
- 労働安全衛生マネジメントシステムの活用等
- 自主的な安全衛生活動促進のための環境整備等
- 情報の共有化の推進等

2 特定災害対策

- 機械災害防止対策
- 墜落・転落災害防止対策
- 交通労働災害防止対策
- 爆発・火災災害防止対策

3 労働災害多発業種対策

- 製造業対策
- 建設業対策
- 陸上貨物運送業対策
- 林業対策
- 第三次産業対策
- その他の業種対策

4 職業性疾病等の予防対策

- 粉じん障害防止対策
- 腰痛予防対策
- 振動・騒音障害防止対策
- 熱中症予防対策及び酸素欠乏症等防止対策
- その他職業性疾病等の予防対策

5 石綿障害予防対策

- 全面禁止の徹底等
- 解体作業時におけるばく露防止対策の徹底
- 離職者の健康管理対策の推進

6 化学物質対策

- 化学物質による労働災害の防止対策
- 化学物質管理対策

7 メンタルヘルス対策及び 過重労働による 健康障害防止対策

- メンタルヘルス対策
- 過重労働による健康障害防止対策

8 産業保健活動、健康づくり及び 快適職場づくり対策

- 産業保健活動の活性化
- 健康づくり対策
- 快適職場づくり対策

9 安全衛生管理対策の 強化について

- 安全衛生教育の効果的な推進等
- 中小規模事業場対策の推進
- 就業形態の多様化等に関する対策
- 高齢労働者対策等の推進
- グローバル化への対応

10 効率的・効果的な施策の 推進について

- 労働安全衛生研究の促進
- 地域における労働災害多発業種等対策の推進
- 関係機関との連携等
- 各対策の効果の分析・評価等

第11次労働災害防止計画

労働者の安全と健康を守り 労働災害を減らすための計画です

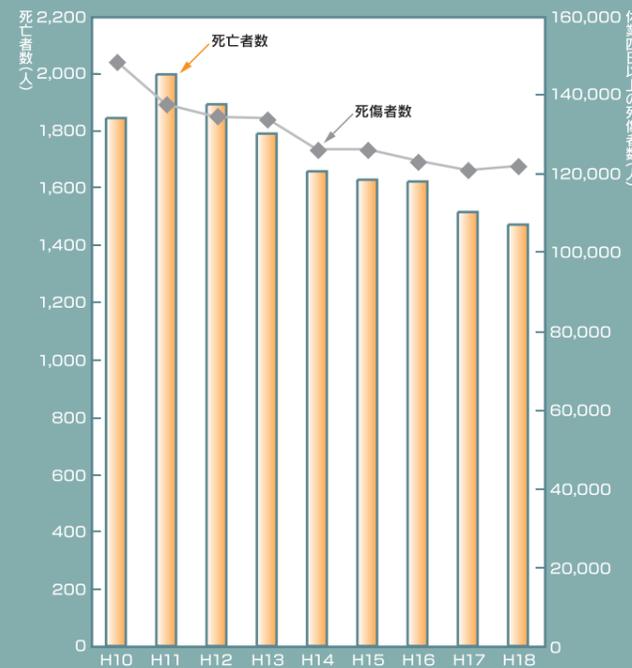
労働者の安全と健康はかけがえのないものであり、労働者本人にとってはもちろんのこと、家族、事業場、産業界、そして国全体にとって最大限尊重すべきものです。

このため厚生労働省では、国、事業者、労働者をはじめとする関係者が一体となって総合的かつ計画的に労働災害防止対策に取り組むことができるよう労働安全衛生法の規定に基づいて本計画を策定しました。

本計画では、平成20年度から平成24年度までの5年間に実施すべき主な取組を示しており、**事業者、労働者をはじめとする関係者は自ら積極的に対策を推進し、安全衛生水準の向上に努めることが求められます。**

労働災害は減少していますが、いまだに多くの方が被災されています。
また、労働者の健康状況について、定期健康診断の有所見率は増加し、およそ2人に1人が有所見という状況です。

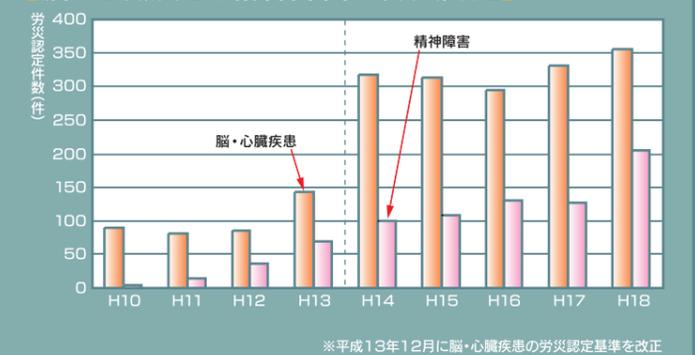
【労働災害による被災者数】



【定期健康診断における有所見率】



【脳・心臓疾患、精神障害の労災認定】



第11次労働災害防止計画の 目標と重点対策

3つの 目標

- ①死亡者数について、平成24年において、平成19年と比して20%以上減少させること。
- ②死傷者数について、平成24年において、平成19年と比して15%以上減少させること。
- ③労働者の健康確保対策を推進し、定期健康診断における有所見率の増加傾向に歯止めをかけ、減少に転じさせること。

計画における安全衛生対策に係る 基本的な考え方

労働災害全体を減少させるためのリスクの低減を進めるとともに、重篤な労働災害を防止するための対策の充実を図る

8つの重点対策

第11次労働災害防止計画では、8つの重点対策を定め、対策ごとの目標を設定して取組をすすめることとしています。

1 リスクアセスメント（危険性又は有害性等の調査）及び その結果に基づく措置の実施の促進

【目標】リスクアセスメントの実施率を着実に向上させる

- 作業内容等に即した具体的な実施方法を公表し、普及を図る
- 事業場内外の人材養成を促進する

〈主な指針等〉「危険性又は有害性等の調査等に関する指針」（平成18年3月10日公示第1号）

2 化学物質におけるリスクアセスメント及び その結果に基づく措置の実施の促進

【目標】化学物質におけるリスクアセスメントの実施率を着実に向上させる

- 化学物質等安全データシート（MSDS）等の活用を図る

〈主な指針等〉「化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針」（平成18年3月30日公示第2号）

3 機械災害の防止

【目標】機械災害を更に減少させる

- 労働災害が多発又は重篤度の高い労働災害が発生している機械等の種類ごとの安全対策の充実を検討し、必要な措置を講じる

〈主な指針等〉「機械の包括的な安全基準に関する指針」（平成19年7月31日付け基発第0731001号）

4 墜落・転落災害の防止

【目標】墜落・転落災害を更に減少させる

- 災害が多い足場、建築物における作業、荷役に係る作業等における墜落・転落災害防止対策の充実を検討し、必要な措置を講じる

〈主な指針等〉「手すり先行工法に関するガイドライン」（平成15年4月1日付け基発第0401012号）
「足場先行工法に関するガイドライン」（平成18年2月10日付け基発第0210001号）

5 粉じん障害の防止

【目標】じん肺新規有所見者数を減少させる

- トンネル建設工事、アーク溶接作業、金属等の研ま作業等に係る粉じん障害防止対策を重点とした総合的な対策を推進する

〈主な指針等〉「第7次粉じん障害防止総合対策」（平成20年3月19日付け基発第0319006号）
「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」（平成12年12月26日付け基発第768号の2）

6 化学物質による健康障害の防止

【目標】化学物質による職業性疾病を減少させる

- 化学物質に係る有害業務における作業主任者の選任・職務遂行の徹底、作業環境管理の徹底、安全衛生教育の促進を図る

7 健康診断の推進

【目標】健康診断結果等に基づく健康管理措置の実施率を着実に向上させる

- 労働者の自主的な取組を促進する
- 健康診断結果に基づく措置を徹底する
- 高齢者医療確保法に基づく医療保険者が行う措置と連携する

8 メンタルヘルス対策の推進

【目標】メンタルヘルスケアに取り組んでいる事業場の割合を50%以上とする

- 過重労働による健康障害防止対策を講じる
- 労働者一人ひとりの気づきを促すための教育、研修等を実施する
- 事業場内外の相談体制の整備、職場復帰対策等を推進する

〈主な指針等〉「過重労働による健康障害防止のための総合対策」（平成18年3月17日付け基発第0317008号）
「労働者の心の健康の保持増進のための指針」（平成18年3月31日公示第3号）